

パール判決書判決趣旨

「日本の戦争は侵略戦争ではなかった」

東京裁判で連合国の判事の一人イギリス体表であるインド人国際法の言門家パール判事の見解。

パール判事は検察側の掲げる日本側の侵略行為の傍証を歴史の欺瞞だとまで断言した。

かつて欧米諸国がアジア諸国に対して行った行為こそ、まさに侵略そのものであると訴え、全被告を無罪だと主張した。

パール判事は東京裁判は勝者が敗者を一方的に裁いた国際法に違反する復讐である、としてその違法性と基礎の非合理性を主張した。

日本が戦争を起こしたのは、侵略の為ではなく、西洋諸国によって挑発されたためだった。

日本は国際法に違反する行為はしていない。

国際法上犯罪行為に当たる行為をしていない、日本は自衛のために武力を行使した。

この裁判は、国際法に違反しているのみか、事後法によって罪刑法定主義を踏みにじた復讐裁判だすぎない。

戦勝国が敗戦国の指導者たちを捕らえて自分たちに対して戦争をしたことは犯罪であると称し、彼らを処刑しようとするのは、歴史の針を逆戻りさせる非文明的行為である。

この裁判は文明国の法律に含まれる、尊い原則を完全に無視した不法行為である。

もし非戦闘員の生命財産の無差別破壊というものが、いまだ戦争において違法であるならば、太平洋戦争に、原子爆弾使用の決定が第一次世界大戦中におけるドイツ皇帝の(無差別殺人)および第二次大戦中における(ホロコースト)指令に近似した唯一のものである。

またオランダのレーリンク判事は裁判終了後、「東京裁判には法的手続きの不備と南京大虐殺のような事実誤認があったが裁判中は緘口令が敷かれて言えなかった」と発言した。

オーストラリアのウェップ裁判長は帰国後、「東京裁判は誤りであつた」と述べた。

日本人被告を厳しく告発した、アメリカノキーナン主席検事も帰国後「東京裁判は公正なものではなかった」と発言した。

裁判終了後、国際法学会は圧倒的多数で、東京裁判でのパール判決は正しいと無罪判決を支持した。